

当該事業所が「介護サービス情報の公表」調査と同日調査を行わないとき、且つ、情報の公表前の場合には、本資料をご用意いたします。

認知症対応型共同生活介護事業所に係る情報提供票

(平成 年 月 日)

1) 事業主体の概要

<u>事業所名</u>	グループホーム ロ・スカーロ あおまでに	<u>事業主体名</u>	医療法人 神明会
		<u>代表者名</u>	理事長 印藤 八郎
		研修の受講状況	<input checked="" type="checkbox"/> 受講済 <input type="checkbox"/> 未受講
		上記の者以外が受講している場合	氏名 (高橋 昭彦) 役職 (管理者)

2) 事業の目的及び運営の方針

認知症症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで心身の特性を踏まえ、利用者の認知症症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営む事ができるように、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での世話や機能訓練等の介護その他必要な援助を行う事を目的とし、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3) 認知症対応型共同生活介護事業所以外に事業所として指定等を受けている事業及び加算

- 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- 指定認知症対応型通所介護
- 医療連携体制加算
- 短期利用共同生活介護

4) 組織の概要

<u>所在地及び連絡先</u>	〒562-0023 大阪府箕面市粟生間谷西3丁目5番7号 TEL 072-749-4165 FAX 072-749-4168		
交通の便（最寄りの交通機関等）	阪急バス 宮の前		
開設年月日	平成 21年 1月 1日	<u>ユニット数</u> <u>と利用定員</u>	(2) ユニット 利用定員 (18) 人
<u>事業所の併設施設(併設施設からのサービスがあればご記入下さい。)</u>	住宅型有料老人ホーム、通所介護		

5) 建物の概要

<u>建物形態</u>	<input type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型
<u>建物構造</u>	(RC) 造り (3 階建ての 2階、3階部分)
<u>広 さ</u>	敷地面積 (946.62) m ² 延床面積 (1139.64) m ² 1室当たりの居室面積 (8.69~11.48) m ²

二人部屋の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
---------	----------------------------	---------------------------------------

6) 利用料等 (入居者の負担額)

家賃 (月額)	(105,000) 円 ※個室1は115,000円	
敷金	<input type="checkbox"/> 有 () 円 <input type="checkbox"/> 無	
保証金の有無(入居時一時金)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (900,000) 円 <input type="checkbox"/> 無	
有りの場合 保全措置の内容	1年目から5年目まで80,000円/年を償却し、退居時に居室修繕費用等を控除して返金します。	
	有の場合償却の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (期間: 5年間) <input type="checkbox"/> 無
食材料費	一カ月 (48,000) 円 1日 (1,600) 円	
<u>その他の費用と徴収方法</u>		
名目	徴収方法	金額(円)
① 理美容代	家賃と同様に徴収する。(実費清算)	カット 1回1,500円 シャンプー1回500円 顔剃り 1回500円
② おむつ代	家賃と同様に徴収する。(実費清算)	フラット 1枚50円 パット 1枚40円 はくパンツ 160円 パンツ式 140円
③ 管理費	家賃と同様に徴収する。(実費清算)	15,000円 / 月
.		

7) 利用者の概要

現在の利用者の状態	利用人数 (18 名) (男性 (3 名) 女性 (15 名))
※介護予防指定認知症対応型 共同生活介護を提供している 場合、要支援者2の数を記載 すること	要介護1 (2 名) 要介護2 (8 名) 要介護3 (2 名) 要介護4 (4 名) 要介護5 (2 名) 要支援2 (名)
	年齢 (平均 85 歳) (最低 75 歳) (最高 94 歳)
<u>利用に当たっての条件</u>	要介護1~5又は要支援2の者であって、認知症の状態にある者で、少人数における共同生活を営むことに支障がないこと。また、①認知症症状に伴う著しい精神症状を伴う者、②認知症症状に伴う著しい行動異常がある者、③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は除く。

<p>退居に当たっての条件</p>	<p>① 要介護1～5及び要支援2でなくなった場合</p> <p>② 少人数における共同生活を営むことが困難となった場合</p> <p>③ 共同生活住居を離れ一カ月経過した場合、または一カ月以上離れることを予定して他所へ移転した場合</p> <p>④ 利用料その他支払うべき費用を三ヶ月以上滞納した場合</p> <p>⑤ 共同生活住居を損傷する行為を反復した場合</p> <p>⑥ 入院治療が必要となる等、当事業所において介護サービスを提供することが困難となった場合</p>										
<p>開設以来の退居者数</p>	<p>人数 (8) 人</p> <p>主な理由</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 他施設への転居</td> <td>(有料老人ホーム アミーユ)</td> </tr> <tr> <td>・ 他施設への転居</td> <td>(有料老人ホーム ポプリ)</td> </tr> <tr> <td>・ 他療養型施設への入居のため</td> <td>(友絃会)</td> </tr> <tr> <td>・ 入院のため</td> <td>(箕面市立病院)</td> </tr> <tr> <td>・ 入院のため</td> <td>(関西リハビリテーション病院)</td> </tr> </table>	・ 他施設への転居	(有料老人ホーム アミーユ)	・ 他施設への転居	(有料老人ホーム ポプリ)	・ 他療養型施設への入居のため	(友絃会)	・ 入院のため	(箕面市立病院)	・ 入院のため	(関西リハビリテーション病院)
・ 他施設への転居	(有料老人ホーム アミーユ)										
・ 他施設への転居	(有料老人ホーム ポプリ)										
・ 他療養型施設への入居のため	(友絃会)										
・ 入院のため	(箕面市立病院)										
・ 入院のため	(関西リハビリテーション病院)										

9) その他

協力医療機関名	印どうメディカルクリニック、箕面市立病院、MV千里歯科
医療連携体制の状況 (看護師の確保方法)	<input type="checkbox"/> 職員として配置 <input checked="" type="checkbox"/> 契約 (契約先名称 印どうメディカルクリニック)
運営推進会議の設置状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 開催状況 (2 月に 1 回) メンバー構成 (役職等) 箕面市役所職員、東部地域包括支援センター職員、民生委員、自治会長、福社会長、びわの会、ご家族様、施設長、副施設長、施設職員、一声訪問員
市町村との連携状況 (事業を受託している場合の事業名等具体的にご記入下さい。)	非該当
入居者家族会等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
家族の面会時間の設定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (午前8時～午前8時30分) <input type="checkbox"/> 無
介護相談員 ^{注)} 等の受入状況	<input type="checkbox"/> 有 (具体的にご記入下さい。)
	<input type="checkbox"/> 無
直近の外部評価公表日 (市町村が受理した日)	平成 年 月 日

注) 「介護相談員」とは、「介護相談員派遣等事業の実施について」(平成18年5月24日老計発第0524001号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づき市町村より派遣され、介護サービスの提供の場において、サービスの提供者・利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者のこと。

(記入上の留意事項)

- 1 「□」を設けている欄については、該当部分にレ点でチェックすること。
- 2 記載事項については、簡潔明瞭に記載すること。
- 3 7)において記載している各研修については、それぞれ「実践者研修」には旧基礎課程を、「実践リーダー研修」には旧専門課程を含んでいるので、留意されたい。
- 4 下線部 () については、介護保険法施行規則第131条の10第1項第4号に該当する事項であることから、変更があった場合には、10日以内に届け出る必要がある。なお、計画作成担当者については、介護支援専門員である場合についてのみ、届け出が必要となるものである。